

平成 30 年度 一橋大学大学院法学研究科（法学・国際関係専攻）

博士後期課程編入学学生募集要項

法学・国際関係専攻は、法学・国際関係学の分野での新しい「知」の創造、及びそれによる日本社会・国際社会への知的貢献を目指し、そのために必要な先端的・学際的な研究を行い得る研究者を養成する一方、これらについての高度な知識・能力を備えた専門的な職業人、とりわけ、ビジネス法務に精通し、国際感覚・人権感覚に富んだ人材や国内外の紛争の予防・解決を行い得る人材の養成を図ります。

研究者養成コースは、将来、大学等で研究・教育に従事することを希望する学生を対象に、独立の研究者として高度な基礎理論をふまえて先進的な研究を遂行できる能力を修得することを目的とします。

応用研究コースは、将来、民間の研究機関、国際機関、企業等で高度な専門能力を備えた職業人として活躍することを希望する学生を対象に、実務的視点を重視した高度応用的な研究を遂行できる能力を修得することを目的としています。

1. 募集人員

コース	専攻	募集人員
研究者養成コース	法学・国際関係	26名（進学を含む）
応用研究コース		

2. 出願資格

- (1) 本学大学院の修士課程及び専門職学位課程を修了した者
- (2) 他大学大学院の修士課程及び専門職学位課程を修了した者及び平成 30 年 3 月までに修了見込みの者
- (3) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び平成 30 年 3 月までに授与される見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び平成 30 年 3 月までに授与される見込みの者
- (5) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (6) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和 51 年法律第 72 号）第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 本研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達した者及び平成 30 年 4 月 1 日までに 24 歳に達する者
- (9) 所定の手続きにより、本研究科において、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

【注 1】出願資格の(3)又は(9)による志願者は、11 月末日までに法学部・法学研究科事務室あてに、出願資格についてあらかじめ問い合わせてください。

【注 2】出願資格(8)による志願者は、出願期間の前に個別の入学資格審査を行います。個別の入学資格審査に必要な書類等を配布しますので、法学部・法学研究科事務室に問い合わせてください。個別の入学資格審査に必要な書類の提出期間は、平成 29 年 11 月 21 日（火）から 11 月 24 日（金）までであり、入学資格審査結果は 12 月 15 日（金）頃に通知する予定です。

3. 出願書類

書類等	提出者	摘 要
入学志願票	全 員	交付の用紙を用い、所要事項を記入し写真を貼付してください。
写真票・受験票	全 員	交付の用紙を用い、所要事項を記入し写真を貼付してください。
修了（見込） 証明書	全 員	修士課程又は専門職学位課程のもの 1 通。出身大学の学長又は研究科長が作成したもの。
成績証明書	全 員	修士課程又は専門職学位課程のもの 1 通。出身大学の学長又は研究科長が作成したもの。
推薦書又は 報告書	全 員	交付の用紙を用い、出身大学の学長、研究科長又は教員が作成し、厳封したもの。なお、推薦書が作成できない場合は、交付の用紙を用い、志願者自身で過去の研究・学習状況に関する報告書を作成することができます。この場合は、厳封の必要はありません。
修士論文又は リサーチペーパー	全 員	修士論文を複写したもの 3 通提出してください。 ただし、修士論文を提出せず、修士の学位に相当する学位を授与された者又は授与される見込みの者については、修士論文に代わる論文 1 篇を複写したもの 3 通提出してください。修士論文の他に補助論文を提出する場合は、これもそれを複写したもの 3 通提出してください。 これらの論文が日本語以外で書かれている場合には、提出を認めるかどうか研究科で判断しますので、11 月末日までに法学部・法学研究科事務室にあらかじめ問い合わせてください。 なお、法科大学院修了者及び修了見込者については、修士論文に代えて、リサーチペーパー（20,000 字程度：A4 の用紙を用い、表紙をつけ、「タイトル」「氏名」を明記すること）を複写したもの 3 通提出してください。
修士論文要旨	法科大学院修了者 及び修了見込者を 除く	修士論文等の日本語で書かれた要旨 4 通（8,000 字程度にまとめたもの）を提出してください。形式については A4 の用紙を用い、表紙をつけ、「論文要旨」と記入のうえ、「論文名」「氏名」を明記してください。修士論文等の要旨を日本語以外で書く場合には、提出を認めるかどうか研究科で判断しますので、11 月末日までに法学部・法学研究科事務室にあらかじめ問い合わせてください。
研究計画書	全 員	日本語で 4 通（2,000 字程度にまとめたもの）提出してください。形式については A4 の用紙を用い、表紙をつけ、「研究テーマ」「氏名」を明記してください。研究計画書を日本語以外で書く場合には、提出を認めるかどうか研究科で判断しますので、11 月末日までに法学部・法学研究科事務室にあらかじめ問い合わせてください。
受験票送付用封筒	全 員	定形封筒（長形 3 号封筒：120×235 mm）に、簡易書留相当分（392 円）の郵便切手を貼付の上、受験票送付先の住所、氏名を明記してください。
在留カードの写し	外国籍 の者	在留カードの表裏両面の写しを提出してください。ただし、在留カードを交付されていない者については、パスポートの写しを提出してください。
検定料 30,000 円	全 員	<p>ミツイスミトモギンコウ クニタチンテン 三井住友銀行 国立支店の 口座名：「国立大学法人一橋大学法学研究科検定料口」 口座番号：「普通預金 7761773」 あてに検定料 30,000 円分を振込み、明細書等の写しを提出書類と一緒に添付してください（所定の振込用紙はありません）。 振込みは、原則として出願期間内にお願いします。 なお、日本政府（文部科学省）奨学金留学生は、検定料は不要ですが、その旨を証明する所属大学発行の証明書を提出してください。</p>

【注】提出書類のうち英語以外の外国語で書かれた証明書・文書等がある場合には、その日本語訳又は英語訳を添付してください。

4. 出願方法

- (1) 志願者は、検定料を振り込みのうえ、上記の出願書類を郵送(書留郵便)により提出してください。封筒の表面左下に「大学院博士後期課程(編入学) 出願書類在中」と朱書し、出願期間内に必着のこと。ただし、出願期限を過ぎて着いたものでも、平成30年1月12日(金)以前の消印のあるものは受け付けません。なお、持参による提出及び外国からの郵送については受け付けません。

- (2) 出願期間

平成30年1月9日(火) ～ 1月15日(月)

なお、1月15日(月)は17時必着です。

- (3) 願書の郵送先

〒186-8601 東京都国立市中2丁目1番地 一橋大学法学部・法学研究科事務室

5. 選考方法

論文審査及び学力試験の結果、出願書類の内容を総合して合否を決定します。

- (1) 第1次試験：出願時に提出された修士論文又はリサーチペーパー及び研究計画書について審査を行います。その審査に合格した者が、学力試験を受験することができます。

第1次試験合格者発表日時

平成30年2月14日(水) 13:00

大学院掲示場(国立西キャンパス法人本部棟ウラ)に掲示するとともに、参考として法学研究科ホームページ(<http://www.law.hit-u.ac.jp/>)にも掲載します。

- (2) 第2次試験：学力試験を行います。学力試験は、外国語試験及び口述試験を2日間かけて行います。日程及び試験方法については、下記の表を参照してください。

期 日	試験科目	試 験 時 間
平成30年2月27日(火)	外国語	研究者養成コース 10:00～11:00(1科目目) 11:30～12:30(2科目目)
		応用研究コース 10:00～11:00
平成30年2月28日(水)	口 述	10:00～17:00

【注1】第2次試験の試験室及び時間割については、2月14日(水)第1次試験合格者発表時に大学院掲示場に掲示するとともに、参考として法学研究科ホームページ(<http://www.law.hit-u.ac.jp/>)にも掲載します。

【注2】外国語試験を受験しなかった場合は、口述試験は受験できません。

試験科目	試 験 方 法
外国語	英語・独語・仏語・中国語・日本語のうち、出願の際にあらかじめ選んだ外国語。研究者養成コースは2か国語、応用研究コースは1か国語を選択してください。(ただし、母語を除きます。) ※試験場において辞書を貸与します。
口 述	専攻に関連する事項、その他について。

- (3) 試験場

東京都国立市中2丁目1番地 一橋大学(JR中央線国立駅下車、南へ徒歩約10分)

6. 合格者発表

最終合格者発表	平成 30 年 3 月 2 日 (金) 13:00
---------	---------------------------

大学院掲示場合合格者には郵送により通知します。なお、参考として法学研究科ホームページ (<http://www.law.hit-u.ac.jp/>) にも掲載します。

7. 入学手続き

(1) 入学料の納入期間／入学手続き期間

平成 30 年 3 月 2 日 (金) から 8 日 (木)

この期間内に入学料の納入手続きがない場合は、入学辞退者として扱います。

(2) 入学料の納入額

入学料：282,000 円

(入学時において本学修士課程、専門職学位課程を修了後 2 年以内の者は入学料の納入は不要です)

【注】本学には入学料免除・徴収猶予の制度があるので、希望する場合は、入学料を納入せずに、学生支援課にて申請書類の交付を受けて所定の期間内に申請を行ってください。(納入後の免除・徴収猶予の申請はできません。また、申請を行っても不許可となることもありますので、入学料納入の準備は事前に十分行ってください。)

(3) その他

入学手続きに必要な提出書類とその提出方法については、合格者に改めて通知します。

授業料 (年額 535,800 円) については、入学後に納入することとなります。納入時期・納入方法については改めて通知します。

上記納入金額は予定額であり、在学中に学生納付金の改定が行われた場合には、改定時から新たな納入金額が適用されます。

国際学生宿舎及び国際学生館景明館について

本学国際学生宿舎及び国際学生館景明館への入居希望者は、平成 29 年 12 月中に本学ホームページに「入居者募集要項入居者」を公表しますので、要項に従い申請してください。

- ・国際学生宿舎 (日本人学生及び特別永住者)、国際学生館景明館 (日本人学生等・外国人留学生共通)
<http://hit-u.ac.jp/shien/campuslife/apartment.html>
- ・国際学生宿舎 (外国人留学生)
<http://international.hit-u.ac.jp/jp/curr/accom/apply.html>

8. 注意事項

- (1) 入学試験に関する事務は、すべて法学部・法学研究科事務室で行います。
- (2) 提出された書類、論文、要旨及び既納の検定料は返却いたしません。
また、各種証明書は必ず原本を提出してください。複写したものは受け付けません。
- (3) 学力試験の際には必ず受験票を持参してください。
- (4) 志願者が記入する書類はすべて黒又は青のペン又はボールペンを使用してください。
- (5) 身体機能に障害のある人は、その障害の程度に応じ受験時や入学後の学修に際して特別な配慮をし、措置をとるので、出願に先立ち法学部・法学研究科事務室に必ず申し出て相談してください。
- (6) 博士後期課程社会人学生特別選考については、別に募集要項があります。
- (7) 入学試験合格者の成績は、入学後の教育・学業支援等の目的に使用することがあります。
- (8) 選択した「入学後に専攻を予定している科目」を担当する教員が、指導教員となります。(別紙「一橋大学法学研究科要覧」参照)
- (9) 出願手続きに関する問い合わせ先及び試験当日の緊急連絡先
一橋大学法学部・法学研究科事務室 Tel. : 042-580-8204
E-mail : law-km.g@dm.hit-u.ac.jp